

議員提出議案第 4 号

藤岡市議会会議規則の一部改正について

藤岡市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成20年9月19日提出

**平成20年9月19日可決**

提出者	湯井 廣志	賛成者	窪田 行隆	賛成者	久保 信夫	賛成者	渡辺 徳治
賛成者	神田 省明	〃	山田 朱美	〃	片山 喜博	〃	佐藤 淳
〃	吉田 達哉	〃	青柳 正敏	〃	隅田川徳一	〃	松本啓太郎
〃	反町 清	〃	岩崎 和則	〃	阿野 行男	〃	木村 喜徳
〃	松村 晋之	〃	渡辺新一郎	〃	堀口 昌宏	〃	冬木 一俊
〃	青木 貴俊	〃	茂木 光雄	〃	斉藤千枝子		

藤岡市議会規則第 号

藤岡市議会会議規則の一部を改正する規則

藤岡市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「第6章 協議又は調整を行うための場（第113条）

目次中「第6章 補則（第113条）」を

に改める。

第7章 補則（第114条）

」

第113条を第114条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第113条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第113条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
各派代表者会議	議会運営の充実を図るため	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
全員協議会	議会運営の充実を図るため	議員	議長
議会だより編集委員会	議会だより編集のため	議会運営委員会の正副委員長及び委員	議会運営委員会委員長をもって充てる

附 則

この規則は、公布の日から施行する。